

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画第二版（一部修正） 新旧対照表

【改定項目】 0. 目次

項目	No.	改定前	改定後
目次	1	新規	附録2 他ブロックとの連携に関する事項
	2	新規	附録4 協議会構成員の連絡先 (自治体に限る)

【改定項目】 1. 目的及び位置づけ

項目	No.	改定前	改定後
目的及び位置づけ	3	4) 本計画は、今後の協議会における議論、本計画に基づく訓練の結果、他の地域ブロック協議会における行動計画などを踏まえて随時見直す。	4) 本計画は、今後の協議会における議論、 <u>災害廃棄物対策に関する経験、被災自治体・支援自治体の意見</u> 、本計画に基づく訓練の結果、他の地域ブロック協議会における行動計画などを踏まえて随時見直す。
	4	図1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図 … <u>出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(平成27年11月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)</u> の図を掲載	図1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図 … <u>出典：「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)</u> の図に変更

【改定項目】 4. 必要とされる広域連携の概要

項目	No.	改定前	改定後
必要とされる広域連携の概要	5	3) 広域連携に係る費用負担について、原則、 <u>発災前や対応完了後については各主体が、また、災害応急対応時や災害復旧・復興時については、支援を受ける被災市町村(被災県)が負担するものとし、実際の費用負担に当たっては、この原則のもと、関係者が協議のうえ、決定するものとする。</u>	3) 広域連携に係る自治体間の費用負担について、原則、 <u>支援側が負担するものとし、実際の費用負担に当たっては、この原則のもと、関係者が協議のうえ、決定するものとする。</u> <u>なお、支援に要した費用の8割は特別交付税措置を活用し、残り費用負担を関係者が協議のうえ決定する方法も考えられる。</u>

【改定項目】 6. 災害応急対応時の広域連携の手順 6.1. 情報共有

項目	No.	改定前	改定後
表7 災害応急対応時に共有すべき主な情報	6	<p>様式1</p> <p>様式2-2</p> <p>様式2-3</p> <p>様式2-5</p> <p>様式3-1</p> <p>様式3-2</p> <p>様式3-3</p> <p>様式4-2</p> <p>様式4-3</p> <p>様式4-5</p> <p>様式5-1</p> <p>様式5-2</p> <p>様式5-3</p>	<p>(様式を刷新)</p> <p>様式1</p> <p>様式A表-1(人的支援)</p> <p>様式A表-2(収集運搬支援)</p> <p>様式A表-3(処理支援)</p> <p>様式A表-4(その他資機材支援)</p> <p>様式B表-1(人的支援)</p> <p>様式B表-2(収集運搬支援)</p> <p>様式B表-3(処理支援)</p> <p>様式B表-4(その他資機材支援)</p>

【改定項目】 6. 災害応急対応時の広域連携の手順 6.2. 人材、資機材の確保

項目	No.	改定前	改定後
<基本手順>	7	1) 表10に示す応援県は、被災県の要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。 <u>各主体への支援準備要請の必要性については応援県が被災県の被害状況を踏まえて判断することとするが、当面は、支援準備の訓練という意味合いも含めて、支援要請の可能性を否定できないと判断した災害について、支援準備要請を行う。</u>	1) 表10に示す応援県は、 <u>中部地方環境事務所の助言に基づき、被災県の要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。表10に示す応援県は、被災県の状況等を踏まえ中部地方環境事務所の助言によらず支援準備要請を判断することも可能とする。</u>
	8	2) 被災県は必要に応じて表10に示す応援県に支援準備要請をすることができ <u>る。</u>	2) 被災県は <u>中部地方環境事務所に支援が必要な旨連絡するか、表10に示す応援県に支援準備を要請する。</u>
	9	3) 中部地方環境事務所は、必要に応じて、 <u>表10に示す応援県の支援準備の状況や被災県の被災状況を確認し、応援県に助言又は支援準備要請を行う。</u>	3) 中部地方環境事務所は、被災県の被災状況を確認し、その状況を踏まえ、 <u>表10に示す応援県に対して、上記1)の支援準備要請に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、上記2)の要請を受け、被災県に代わり、応援県に対して支援準備要請を行うことも</u>

項目	No.	改定前	改定後
			<u>可能とする。</u>
	10	新規	<u>10) 幹事支援県は、現地写真等の確認や必要に応じた被災地への職員派遣により、自県の産業廃棄物協会等の民間団体等とも連携しながら、必要な支援を正確に把握することに努める。</u>
	11	<u>10) 幹事支援県は、幹事支援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、表10に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏まえて調整して追加の支援県を決定する。</u>	<u>11) 幹事支援県は、中部地方環境事務所の助言を踏まえて、幹事支援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、表10に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏まえて調整して追加の支援県を決定する。</u>
	12	<u>11) 幹事支援県は、表10に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を採した上で、幹事支援県に支援県候補を伝える。幹事支援県は、支援県候補と調整し追加の支援県を決定する。中部地方環境事務所は、被害状況及び幹事支援県や支援県候補からの要請等を踏まえ支援県追加の調整を行う。</u>	<u>12) 幹事支援県は、表10に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環境事務所は、環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて追加の支援県候補を検討し、調整の上、検討・調整結果を幹事支援県に伝達する。幹事支援県は、追加の支援県を決定し、被災県に伝達する。</u>
	13	<u>12) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。</u>	<u>13) 幹事支援県は、中部地方環境事務所の助言を踏まえて、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等を決定し、被災県、追加の支援県及び中部地方環境事務所に報告する。また、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。</u>
	14	<u>16) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。</u>	<u>17) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。また幹事</u>

項目	No.	改定前	改定後
			<u>支援県は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。</u>
	15	<u>17) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村に直接連絡を入れ、関係主体との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。</u>	<u>18) 幹事支援県及び支援県は、被災自治体や自県内の市町村、自県内の産業廃棄物協会等の民間団体との調整を含め、必要な調整、手配等をする。各支援主体は調整結果に基づき、迅速に支援する。</u>
	16	新規	<u>19) 幹事支援県及び被災県は、密に連携した上で被災自治体への支援状況を一覧表等で把握するとともに、中部地方環境事務所と情報共有する。</u>
	17	<u>18) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 10 に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 10 に示す順位の最も高い応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。</u>	<u>20) 被災県が機能せず支援要請ができないと中部地方環境事務所が判断する場合は、中部地方環境事務所は、表 10 に示す順位の最も高い応援県に対して先遣隊を被災県へ派遣するよう要請する。なお、先遣隊については、中部地方環境事務所の要請によらず応援県が被災県の状況を踏まえ、派遣することも可能とする。</u>
	18	新規	<u>24) 中部地方環境事務所は、幹事支援県が被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事支援県と調整の上、幹事支援県に代わって支援を主導する。</u>
<表 10 に示す応援県全てが被災した場合>	19	3) 支援県候補は、通知後 <u>直ちに</u> 、県内の市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。	3) 支援県候補は、通知後、 <u>中部地方環境事務所の助言に基づき、直ちに</u> 、県内の市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。

項目	No.	改定前	改定後
	20	<u>新規</u>	<u>4) 中部地方環境事務所は、被災県の被災状況を確認し、その状況を踏まえ、支援県候補に対して、上記 3) の支援準備要請に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、上記 2) の要請を受け、被災県に代わり、支援県候補に対して支援準備要請を行うことも可能とする。</u>
	21	<u>新規</u>	<u>10) 幹事支援県は、現地写真等の確認や必要に応じた被災地への職員派遣により、自県の産業廃棄物協会等の民間団体等とも連携しながら、必要な支援を正確に把握することに努める。</u>
	22	<u>9) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。</u>	<u>11) 幹事支援県は、中部地方環境事務所の助言を踏まえて、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等を決定し、被災県、支援県及び中部地方環境事務所に報告する。また、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。</u>
	23	<u>13) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。</u>	<u>15) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。また幹事支援県は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。</u>
	24	<u>14) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村に直接連絡を入れ、関係主体との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。</u>	<u>16) 幹事支援県及び支援県は、被災自治体や自県内の市町村、自県内の産業廃棄物協会等の民間団体との調整を含め、必要な調整、手配等をする。各支援主体は調整結果に基づき、迅速に支援する。</u>

項目	No.	改定前	改定後
	25	<u>新規</u>	<u>17) 幹事支援県及び被災県は、密に連携した上で被災自治体への支援状況を一覧表等で把握するとともに、中部地方環境事務所と情報共有する。</u>
	26	<u>15) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく中部地方環境事務所が幹事支援県を決定し、幹事支援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め幹事支援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。</u>	<u>18) 被災県が機能せず支援要請ができないと中部地方環境事務所が判断する場合は、中部地方環境事務所が幹事支援県を決定し、幹事支援県に対して先遣隊を被災県へ派遣するよう要請する。なお、先遣隊については、中部地方環境事務所の要請によらず幹事支援県が被災県の状況を踏まえ、派遣することも可能とする。</u>
	27	<u>19) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事支援県と調整の上、必要に応じて幹事支援県に代わって支援を主導する。</u>	<u>22) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、幹事支援県が被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事支援県と調整の上、幹事支援県に代わって支援を主導する。</u>
＜表 10 に示す 応援県全てが 被災し、中部地 方環境事務所 が機能しない 場合＞	28	<u>1) 表 11 に示す応援県は、被災県の要請を待つことなく県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。各主体への支援準備要請の必要性については応援県が被災県の被害状況を踏まえて判断することとするが、当面は、支援準備の訓練という意味合いも含めて、支援要請の可能性を否定できないと判断した災害について、支援準備要請を行う。</u>	<u>1) 表 11 に示す応援県は、環境省本省の助言に基づき、被災県の要請を待つことなく、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。表 11 に示す応援県は、被災県の状況を踏まえ環境省本省の助言によらず支援準備要請を判断することも可能とする。</u>
	29	<u>2) 被災県は必要に応じて表 11 に示す応援県に支援準備要請をすることができる。</u>	<u>2) 被災県は環境省本省に支援が必要な旨連絡するか、表 11 に示す応援県に支援準備を要請する。</u>
	30	<u>3) 環境省本省は、必要に応じて、表 11 に示す応援県の支援準備の状況や被災県の被災状況を確認し、応援県に助言又は支援準備要請を行う。</u>	<u>3) 環境省本省は、被災県の被災状況を確認し、その状況を踏まえ、表 11 に示す応援県に対して、上記 1) の支援準備要請に関する助言を行う。また、環境省本省は、上記 2) の要請を受け、被災県に代わり、応援県に対して支援準備要請を行うことも可能とする。</u>

項目	No.	改定前	改定後
	31	<u>新規</u>	<u>11) 幹事支援県は、現地写真等の確認や必要に応じた被災地への職員派遣により、自県の産業廃棄物協会等の民間団体等とも連携しながら、必要な支援を正確に把握することに努める。</u>
	32	<u>11) 幹事支援県は、表 11 に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、必要に応じて他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探した上で、支援県候補を幹事支援県に伝える。幹事支援県は、支援県候補と調整し追加の支援県を決定する。環境省本省は、被害状況及び幹事支援県や支援県候補からの要請等を踏まえ支援県追加の調整を行う。</u>	<u>12) 幹事支援県は、表 11 に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、必要に応じて他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を検討し、調整の上、検討・調整結果を幹事支援県に伝達する。幹事支援県は、追加の支援県を決定し、被災県に伝達する。</u>
	33	<u>12) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。</u>	<u>13) 幹事支援県は、環境省本省の助言を踏まえて、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等を決定し、被災県、追加の支援県及び環境省本省に報告する。また、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。</u>
	34	<u>16) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。</u>	<u>17) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。また幹事支援県は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。</u>

項目	No.	改定前	改定後
	35	<u>17) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村に直接連絡を入れ、関係主体との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。</u>	<u>18) 幹事支援県及び支援県は、被災自治体や自県内の市町村、自県内の産業廃棄物協会等の民間団体との調整を含め、必要な調整、手配等をする。各支援主体は調整結果に基づき、迅速に支援する。</u>
	36	<u>新規</u>	<u>19) 幹事支援県及び被災県は、密に連携した上で被災自治体への支援状況を一覧表等で把握するとともに、環境省本省と情報共有する。</u>
	37	<u>18) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 11 に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 11 に示す応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。</u>	<u>20) 被災県が機能せず支援要請できないと環境省本省が判断する場合は、環境省本省は、表 11 に示す順位の最も高い応援県に対して先遣隊を被災県へ派遣するよう要請する。なお、先遣隊については、環境省本省の要請によらず応援県が被災県の状況を踏まえ、派遣することも可能とする。</u>
	38	<u>22) 環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事支援県と調整の上、必要に応じて幹事支援県に代わって支援を主導する。</u>	<u>24) 環境省本省は、幹事支援県が被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事支援県と調整の上、幹事支援県に代わって支援を主導する。</u>

【改定項目】 6. 災害応急対応時の広域連携の手順 6.3. 既存の処理施設の活用

項目	No.	改定前	改定後
＜基本手順＞	39	1) 表12に示すような健康リスクの懸念が生じ得るおそれのあるし尿、腐敗性廃棄物など緊急性の高い災害廃棄物等のうち、被災県内の既存の処理施設のみでは処理が遅延し、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断されるものについては、 <u>県域を越えた緊急的な処理（以下「緊急処理」という。）を行う。</u>	1) 表12に示すような健康リスクの懸念が生じ得るおそれのあるし尿、腐敗性廃棄物、 <u>片付けごみ</u> など緊急性の高い災害廃棄物等のうち、被災県内の既存の処理施設のみでは処理が遅延し、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断されるものについては、 <u>県域を越えた緊急的な処理（以下「緊急処理」という。）を行う。</u>
	40	<u>新規</u>	<u>表12に片付けごみ（量以外）を追加</u>
	41	<u>新規</u>	<u>9) 幹事緊急処理県は、現地写真等の確認や必要に応じた被災地への職員派遣により、自県の産業廃棄物協会等の民間団体等とも連携しながら、必要な支援を正確に把握することに努める。</u>
	42	9) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、表13（表10）に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏まえて調整して追加の緊急処理県を決定する。	10) 幹事緊急処理県は、 <u>中部地方環境事務所の助言を踏まえて、幹事緊急処理県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、表13（表10）に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏まえて調整して追加の緊急処理県を決定する。</u>
	43	10) 幹事緊急処理県は、表13（表10）に示す応援県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環境事務所は、 <u>必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を採した上で、幹事緊急処理県に緊急処理県候補を伝える。</u> 幹事緊急処理県は、 <u>緊急処理県候補と調整し追加の緊急処理県を決定する。</u> 中部地方環境事務所は、 <u>被害状況及び幹事緊急処理県や緊急処理県候補からの要請等を踏まえ緊急処理県追加の調整を行う。</u>	11) 幹事緊急処理県は、表13（表10）に示す応援県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環境事務所は、 <u>環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を検討し、調整の上、検討・調整結果を幹事緊急処理県に伝達する。</u> 幹事緊急処理県は、 <u>追加の緊急処理県を決定し、被災県へ伝達する。</u>
	44	11) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急	12) 幹事緊急処理県は、 <u>中部地方環境事</u>

項目	No.	改定前	改定後
		急処理県間の緊急処理の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。	務所の助言を踏まえて、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等を決定し、被災県、追加の緊急処理県及び中部地方環境事務所に報告する。また、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
	45	15) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。	16) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。また幹事緊急処理県は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。
	46	16) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。	17) 幹事緊急処理県及び緊急処理県は、被災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村・産業廃棄物協会等の民間団体との調整を始め必要な調整、手配等を行う。調整結果を受け、緊急処理受入れ施設の管理者は、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。
	47	新規	18) 幹事緊急支援県及び被災県は、密に連携した上で被災自治体への支援状況を一覧表等で把握するとともに、中部地方環境事務所と情報共有する。
	48	18) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 13 (表 10) に示す順位	20) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができないと中部地方環境事務所が判断する場合は、中部地方環境事務所

項目	No.	改定前	改定後
<表 13 (表 10) に示す応援県全てが被災した場合>		の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 13 (表 10) に示す順位の最も高い応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で緊急処理する。	は、表 13 (表 10) に示す順位の最も高い応援県に対して先遣隊を被災県へ派遣するよう要請する。なお、先遣隊については、中部地方環境事務所の要請によらず応援県が被災県の状況を踏まえ、派遣することも可能とする。
	49	新規	24) 中部地方環境事務所は、幹事緊急処理県が被災地の状況や必要な支援を正確に把握できない場合は、幹事緊急処理県と調整の上、幹事緊急処理県に代わって緊急処理を主導する。
	50	新規	8) 幹事緊急処理県は、現地写真等の確認や必要に応じた被災地への職員派遣により、自県の産業廃棄物協会等の民間団体等とも連携しながら、必要な支援を正確に把握することに努める。
	51	8) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等を調整するとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。	9) 幹事緊急処理県は、中部地方環境事務所の助言を踏まえて、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等を決定し、被災県、緊急処理県及び中部地方環境事務所に報告する。また、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
	52	12) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。	13) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。また幹事緊急処理県は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。

項目	No.	改定前	改定後
	53	<u>13) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。</u>	<u>14) 幹事緊急処理県及び緊急処理県は、被災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村・産業廃棄物協会等の民間団体との調整を始め必要な調整、手配等を行う。調整結果を受け、緊急処理受入れ施設の管理者は、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。</u>
	54	新規	<u>15) 幹事緊急支援県及び被災県は、密に連携した上で被災自治体への支援状況を一覧表等で把握するとともに、中部地方環境事務所と情報共有する。</u>
	55	<u>15) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく中部地方環境事務所が幹事緊急処理県を決定し、幹事緊急処理県が先遣隊を被災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め幹事緊急処理県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で緊急処理する。</u>	<u>17) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができないと中部地方環境事務所が判断する場合は、中部地方環境事務所が幹事緊急処理県を決定し、幹事緊急処理県に対して先遣隊を被災県へ派遣するよう要請する。なお、先遣隊については、中部地方環境事務所の要請によらず幹事緊急処理県が被災県の状況を踏まえ、派遣することも可能とする。</u>
	56	<u>19) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事緊急処理県と調整の上、必要に応じて緊急処理を主導する。</u>	<u>21) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、幹事緊急処理県が被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事緊急処理県と調整の上、幹事緊急処理県に代わって緊急処理を主導する。</u>
<表 13 (表 10) に示す応援県全てが被災し、中部地方環境事務所が機能	57	新規	<u>10) 幹事緊急処理県は、現地写真等の確認や必要に応じた被災地への職員派遣により、自県の産業廃棄物協会等の民間団体等とも連携しながら、必要な支援を正確に把握することに努める。</u>

項目	No.	改定前	改定後
しない場合>	58	<u>10) 幹事緊急処理県は、表 14 (表 11) に示す応援県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、<u>必要に応じて他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探した上で、緊急処理県候補を幹事緊急処理県に伝える。幹事緊急処理県は、緊急処理県候補と調整し追加の緊急処理県を決定する。環境省本省は、被害状況及び幹事緊急処理県や緊急処理県候補からの要請等を踏まえ緊急処理県追加の調整を行う。</u></u>	<u>11) 幹事緊急処理県は、表 14 (表 11) に示す応援県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を検討し、調整の上、検討・調整結果を幹事緊急処理県に伝達する。幹事緊急処理県は、追加の緊急処理県を決定し、被災県へ伝達する。</u>
	59	<u>11) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。</u>	<u>12) 幹事緊急処理県は、環境省本省の助言を踏まえて、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等を決定し、被災県、追加の緊急処理県及び環境省本省に報告する。また、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。</u>
	60	<u>15) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。</u>	<u>16) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。また幹事緊急処理県は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。</u>

項目	No.	改定前	改定後
	61	<u>16) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。</u>	<u>17) 幹事緊急処理県及び緊急処理県は、被災市町村に直接連絡を入れ、被災市町村及び立地市町村・産業廃棄物協会等の民間団体との調整を始め必要な調整、手配等を行う。調整結果を受け、緊急処理受入れ施設の管理者は、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。</u>
	62	新規	<u>18) 幹事支援県及び被災県は、密に連携した上で被災自治体への支援状況を一覧表等で把握するとともに、環境省本省と情報共有する。</u>
	63	<u>18) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 14 (表 11) に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 14 (表 11) に示す応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で緊急処理する。</u>	<u>20) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができないと環境省本省が判断する場合は、環境省本省は、表 14 (表 11) に示す順位の最も高い応援県に対して先遣隊を被災県へ派遣するよう要請する。なお、先遣隊については、環境省本省の要請によらず応援県が被災県の状況を踏まえ、派遣することも可能とする。</u>
	64	<u>22) 環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事緊急処理県と調整の上、必要に応じて緊急処理を主導する。</u>	<u>24) 環境省本省は、幹事緊急処理県が被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事緊急処理県と調整の上、幹事緊急処理県に代わって緊急処理を主導する。</u>

【改定項目】 7. 災害復旧・復興時の広域連携の手順

7.3. 既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備

項目	No.	改定前	改定後
既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備	65	9) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内における広域中間処理受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に広域中間処理受入れの準備を要請するとともに、広域中間処理を要請した被災県に広域中間処理受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。	9) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内における広域中間処理受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に広域中間処理受入れの準備を要請するとともに、広域中間処理を要請した被災県に広域中間処理受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。 <u>また中部地方環境事務所は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。</u>
	66	10) 準備を要請された県は、割り振り案を受入れ施設の管理者に伝えるとともに、 <u>受入れ施設の管理者は、割り振り案の連絡を受け取り次第、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等を行う。</u> なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、広域中間処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。	10) 準備を要請された県は、割り振り案を受入れ施設の管理者に伝えるとともに、被災市町村及び立地市町村・ <u>産業廃棄物協会等の民間団体との調整を始め必要な調整、手配等を行う。</u> <u>調整結果を受け、受入れ施設の管理者は、迅速に処理する。</u> なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、広域中間処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

【改定項目】 7. 災害復旧・復興時の広域連携の手順 7.5. 最終処分場の確保

項目	No.	改定前	改定後
最終処分場の確保	67	7) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内における広域最終処分受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に広域最終処分受入れの準備を要請するとともに、広域最終処分を要請した被災県に広域最終処分受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。	7) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内における広域最終処分受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に広域最終処分受入れの準備を要請するとともに、広域最終処分を要請した被災県に広域最終処分受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。 <u>また中部地方環境事務所は、結果的に支援の割り振りを受けなかった県に対しても結果を伝えて情報共有する。</u>
	68	8) 準備を要請された県は、割り振り案を受入れ施設の管理者に伝えるとともに、 <u>受入れ施設の管理者は、割り振り案の連絡を受け取り次第、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等を行う。</u> なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、広域最終処分受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。	8) 準備を要請された県は、割り振り案を受入れ施設の管理者に伝えるとともに被災市町村及び立地市町村・産業廃棄物協会等の民間団体との調整を始め必要な調整、手配等を行う。 <u>調整結果を受け、受入れ施設の管理者は、迅速に処理する。</u> なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、広域最終処分受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

【改定項目】 8. 対応完了後の広域連携の手順 8.2. 人材の育成

項目	No.	改定前	改定後
人材の育成	69	<p><u>(1) 訓練の見直し</u></p> <p>1) <u>中部地方環境事務所は、被災自治体、支援自治体に対して、発災前に実施していた訓練について見直すべき点がないか意見を求める。</u></p> <p>2) <u>被災自治体、支援自治体は、災害廃棄物対策に関する経験を踏まえて、積極的に意見を提出する。</u></p> <p>3) <u>中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する経験及び被災自治体、支援自治体の意見を踏まえて、訓練の実施方法、実施内容について再点検し、必要に応じて訓練を見直す。</u></p>	<p><u>(1) 情報伝達訓練等</u></p> <p>1) <u>中部地方環境事務所は、可能な限り毎年度、本計画に基づく手順を確認するため、仮想の災害に基づく、支援準備要請等の情報の伝達に関する訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>2) <u>各県担当者は、上記1)の訓練に可能な限り参加するとともに、県内市町村、必要に応じて民間団体に対し、参加を促進する。</u></p> <p>3) <u>各県担当者は、本訓練や自身の災害廃棄物対策を通して感じた課題、改善点等について、積極的に意見を提出する。</u></p> <p>4) <u>中部地方環境事務所は、上記3)の意見を踏まえて、訓練の実施方法、実施内容について再点検し、必要に応じて訓練を見直す。</u></p>

【改定項目】 付則 計画の改定

項目	No.	改定前	改定後
計画の改定	70	1) 協議会の構成員は、今後の協議会における議論、本計画に基づく訓練の結果、他の地域ブロック協議会における行動計画などを踏まえて、本計画の見直しが必要と考えた場合は、見直すべき点等について、中部地方環境事務所に提案する。	1) 協議会の構成員は、今後の協議会における議論、 <u>災害廃棄物対策に関する経験、被災自治体・支援自治体の意見</u> 、本計画に基づく訓練の結果、他の地域ブロック協議会における行動計画などを踏まえて、本計画の見直しが必要と考えた場合は、見直すべき点等について、中部地方環境事務所に提案する。

【改定項目】 附録 1 今後の課題

項目	No.	改定前	改定後
今後の課題	71	・幹事支援県が支援県間を調整することの妥当性	・幹事支援県が支援県間を調整することの妥当性、 <u>中部地方環境事務所の位置づけの検討</u>

【改定項目】 附録 2 他ブロックとの連携に関する事項

項目	No.	改定前	改定後
他ブロックとの連携に関する事項	72	<u>新規</u>	<u>全て追記</u>

【改定項目】 附録 4 協議会構成員の連絡先（自治体に限る）

項目	No.	改定前	改定後
協議会構成員の連絡先	73	<u>新規</u>	<u>全て追記</u>